

# ご存知でしたか？ 防火対象物使用開始届出書

消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物を使用しようとする者は、使用開始の7日前までに、その旨を消防長に届け出なければならない。[条例第43条関係抜粋]

## ▼ 届出制度の概要

防火対象物について、施設〈ハード〉と管理〈ソフト〉の両面から、消防側がその実態を的確に把握するために、防火対象物の使用を開始する前に届け出をしていただくものです。

※専用住宅は届出の必要はありません。

## ▼ 届出が必要な例

- ・ 建物の新築や増築、間仕切り等に変更があった場合。
- ・ 既存建物の名前や入居テナント等に変更があった場合。
- ・ 既存建物の用途に変更があった場合（住宅⇒福祉施設、事務所⇒飲食店など）。

## ▼ 届出方法

防火対象物を使用する7日前までに、必要事項を記入の上、2部（正・副）を提出してください。菊池広域連合消防本部管内の届出様式「様式第2号（その1）（第11条関係）」はホームページよりダウンロード可能です。

## ▼ 記載方法（別紙記入例参照）

- ①・・・敷地全体について記載してください（面積関係）。
  - ②・・・使用を開始する棟について記載してください。
- その2・・・②に記載した棟以外のものがあれば記載してください。

## ▼ 防火対象物使用開始届出書に添付する図書

<input type="checkbox"/> 確認申請の第1面～6面	<input type="checkbox"/> 消防関係法令適用通知書		
<input type="checkbox"/> 付近見取図	<input type="checkbox"/> 配置図	<input type="checkbox"/> 求積図	<input type="checkbox"/> 平面図
<input type="checkbox"/> 立面図	<input type="checkbox"/> 断面図	<input type="checkbox"/> 矩計図	<input type="checkbox"/> 仕上表
<input type="checkbox"/> 普通階・無窓階算定書		<input type="checkbox"/> キープラン（対象建具に色を付したもの）	
<input type="checkbox"/> 建具表（対象建具に色を付したもの）		<input type="checkbox"/> 消防用設備図等（設置届が不要な場合）	

消防用設備図等には、仕様書、試験結果報告書を添付してください。



不明な点は、下記までお問い合わせください。

菊池広域連合消防本部 予防課  
〒869-1102 菊池郡菊陽町大字原水7番地1  
TEL:096-232-9334 FAX:096-232-9333  
担当：予防係・指導係